

令和 7 年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、通常の就学援助（令和 6 年度分）および小学校入学準備金（令和 6 年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

1 申請期間・会場

(1) 日 時：令和 7 年 3 月 3 日(月)～3 月 9 日(日) [午前 8 時 30 分～午後 5 時]

※3 月 8 日(土)・9 日(日)は、午前 9 時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館 13 階）

2 申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預貯金通帳 ※ 援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。

※ 印鑑は不要です。

通常は、上記(1)のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。(裏面参照)

3 援助の内容 （以下の表は、令和 6 年度の援助内容であり変更の可能性があります。）

区 分	学 年	支 給 方 法	支 給 時 期
学 用 品 費 等	全 学 年	学年ごとの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された〕 場合は月割で支給	7 月・10 月・1 月・2 月の各月末
入 学 準 備 金 (中 学 校)	小 6	R8 年 1 月 31 日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校に就学予定の者に定額を支給	2 月末
新入学学用品費	小 1・中 1 (※ 1)	4 月認定者のみに定額を支給	5 月末
修 学 旅 行 費	小 6・中 3	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給 (※ 2)	7 月までの実施分：8 月末 10 月までの実施分：11 月末 11 月以降の実施分：実施後
医 療 費 (※ 3)	全学年(※ 4)	申請により医療券を交付	9 月・1 月・3 月・4 月の各月末
学 校 給 食	全 学 年	児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担)	—
学校生活管理指導費(※ 5)	全 学 年	申請により限度額まで実費支給	7 月・10 月・1 月・4 月の各月末

※ 1：令和 5 年度に入学準備金（小学校・中学校）を受給された方は、新入学学用品費を重複して受給することはできません。

※ 2：修学旅行に係る費用を全額援助するものではありません。

※ 3：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※ 4：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。

※ 5：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額を助成します。

* * * 一斉申請終了後の申請について * * *

(1) 日 時：令和 7 年 3 月 10 日(月)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分]

※5/1 以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館 11 階）

* * * 問い合わせ先 * * *

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課（☎51-2818）／市役所東館 11 階

●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒ 保健給食課（☎51-2835）／市役所東館 11 階

4 援助を受けられる方（次のいずれかに該当する方）

番号	項 目	事情を明らかにする書類											
1	令和 6 年 4 月 1 日以降に生活保護が停止 または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書											
2	所得（保護者及び同一世帯員の所得合計 額）が基準以下の方	必要ありません。 <u>ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得 証明書が必要です。</u> 【令和 7 年 3 月 3 日から 6 月 1 日までの申請】 令和 6 年 1 月 1 日現在で豊橋市に 住民票がない方→令和 6 年度所得証明書 【令和 7 年 6 月 2 日以降の申請】 令和 7 年 1 月 1 日現在で豊橋市に 住民票がない方→令和 7 年度所得証明書											
	(1) 援助を受けることができる基準は、<u>所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）が 下記の金額以下</u>です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。 (2) 令和 7 年 4 月～6 月認定（6 月 1 日までの申請）は、<u>令和 5 年所得</u>を、令和 7 年 7 月認 定（6 月 2 日以降の申請）以降は、<u>令和 6 年所得を適用</u>します。 (3) 毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況（適用年の所得等） によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。 【所得基準額】→源泉徴収票における給与控除後の金額など <table><tr><td>家族人数</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td><td>6 人</td></tr><tr><td>所 得 額</td><td>2, 254, 000 円</td><td>2, 773, 000 円</td><td>3, 334, 000 円</td><td>3, 741, 000 円</td><td>4, 278, 000 円</td></tr></table> ※7 人以上は、6 人家族の所得額に 1 人増すごとに 47 万円を加算した金額です。		家族人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	所 得 額	2, 254, 000 円	2, 773, 000 円	3, 334, 000 円	3, 741, 000 円
家族人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人								
所 得 額	2, 254, 000 円	2, 773, 000 円	3, 334, 000 円	3, 741, 000 円	4, 278, 000 円								

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等(令和 7 年 1 月 1 日以降に失業したことが確認できる書類が必要)、その他経済的に困りの方は、別途ご相談ください。

【 所得基準額を満たす世帯の計算例 】 3人家族の場合（家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数）

世帯構成員	父	母	児童	合計額	備考
給 与 収 入 額	4, 000, 000 円	560, 000 円	0 円	4, 560, 000 円	※給与所得のみの家族を想定しており、例示と同収入額であったとしても家族等の状況により、 <u>非認定になる可能性もあります。</u>
給与所得控除額	1, 240, 000 円	550, 000 円	0 円	1, 790, 000 円	
所 得 金 額	2, 760, 000 円	10, 000 円	0 円	2, 770, 000 円	

☆所得の計算方法については国税庁 HP を参考にしています。

→<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

----- 切り取り -----

※就学援助の申請を希望される方は、該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、当日の受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

- ・新学年：____年、学校：____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____
- ・新学年：____年、学校：____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____
- ・新学年：____年、学校：____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____

*現在、受給していない**新小学 1 年生**についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか？ _____人